

平成19年(ネ)第5840号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 小崎令子 ほか39名


被控訴人 西東京市

答 弁 書

平成20年3月25日


東京高等裁判所第14民事部 御中


被控訴人指定代理人

鈴木 秀 雄 

藤原 典 子 


小林 勝 


梶山 大 輔 

柳 沢 道 子 

崎 森 孝 代 

管 野 照 光 代 

岡 村 保 彦 代 

早 川 礼 成 代 

(送達場所)

〒102-8225 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部民事訟務部門 柳沢あて

(電 話 03-5213-1392)

(FAX 03-3515-7308)

被控訴人は、本書面において、控訴の趣旨に対して答弁するとともに、控訴人らの平成20年1月31日付け控訴理由書に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本書面において新たに用いるもののほか、原判決及び従前の例による。

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 はじめに

- 1 被控訴人の事実上の主張及び法律上の主張は、おおむね原判決事実摘示のとおりであり、原判決が原審原告らの請求をいずれも棄却したのは正当であって、本件控訴はいずれも理由がない。
- 2 控訴人らは、控訴審において、住基ネットは、「データマッチング」等の行われる危険性や蓋然性があること、情報漏洩・改ざん等の危険性があること、費用対効果に問題があること、住基法36条の2違反等について主張するが、その大部分は原審における主張の繰り返しにすぎず、同主張はいずれも理由がない。
- 3 すなわち、西東京市長が控訴人らに係る住民票コードを住民票に記載した行為、本人確認情報を東京都知事に送信した行為及び住民票コードの抹消又は送信停止をしない行為は、いずれも、住基法7条13号、30条の5第1項等の

明文の規定に基づくものであり、西東京市長が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くさずに漫然と行ったとはいえないことが明らかであるから、西東京市長の上記各行為は、控訴人らの権利ないし利益を侵害するか否かという点を検討するまでもなく、国家賠償法1条1項の適用上違法と評価される余地はない。また、このことをおくとしても、住民票コードの記載ないし通知によって控訴人らの人格権及びプライバシー権が侵害されるものではない。

- 4 以上の諸点は、被控訴人が原審において提出した準備書面等によって明らかにしてきたところであるが、念のため、必要と認める限度で、控訴人らの主張に反論する。

第3 控訴理由書に対する反論等

- 1 行政機関が住基ネットにより住民の本人確認情報を管理、利用等する行為が憲法13条に違反するものでないことは、既に最高裁判所の判決によって決着済みであること

改正法による住基ネットの稼働、運用によって、プライバシーが現に侵害され、あるいは侵害される危険にさらされているなどとして、市町村、都道府県及び指定情報処理機関に対し、住基ネットの運用の差止め及び本人確認情報の住基ネット磁気ディスクからの削除等を、また、各市町村、国等に対し、上記権利侵害によって被ったという精神的損害の賠償を求める訴訟が全国に係属しているが、現在までに、大阪高等裁判所平成18年11月30日判決（以下「大阪高裁平成18年判決」という。）及び金沢地裁判決以外に、住基ネットの稼働、運用により、住民のプライバシー権ないしその法的利益が違法に侵害されたとした裁判例はない。

そして、大阪高裁平成18年判決については、被控訴人吹田市及び同守口市が上告及び上告受理申立てをしていたところ、最高裁判所は、上告受理決定及び口頭弁論を経て、平成20年3月6日、同判決のうち上告人敗訴部分を破棄

する旨の判決を言い渡した（乙第34号証及び35号証）。

また、上記金沢地裁判決のうち、一審被告ら敗訴部分を取り消し、一審原告らの請求をいずれも棄却した名古屋高等裁判所金沢支部平成18年12月11日判決（乙第33号証）と、いずれも一審原告らの控訴を棄却した名古屋高等裁判所平成19年2月1日判決（乙第36号証）及び東京高等裁判所平成19年10月17日判決（乙第37号証）については、一審原告らが上告及び上告受理申立てをしていたところ、最高裁判所は、平成20年2月25日、上告不受理の決定をするとともに、同年3月6日、上告棄却の判決を言い渡した（乙第38ないし40号証）。

控訴人らは、本人確認情報の漏洩の危険性について、大阪高裁平成18年判決の検討を踏まえて原判決に対する反論を行うとして、住基ネットの稼働、運用により、本人確認情報の「利用目的明示の原則が形骸化する危険性」（控訴理由書第3の4・16ページ）や、本人確認情報による「名寄せ、データマッチングの危険性」（同18ページ）があるなどとする主張する。しかしながら、上記最高裁判決は、これらの点について大阪高裁平成18年判決の判断を排斥した上で、「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない」と判示している（同判決12, 13ページ）。したがって、控訴人らの主張は明らかに失当であり、住基ネットによる住民の本人確認情報の管理、利用等が憲法13条に違反しないことは、既に決着済みの問題というべきである。

2 愛南町等の事案は、住基ネット自体のセキュリティに脆弱性があることを示すものではないこと

(1) はじめに

控訴人らは、愛媛県愛南町、長崎県対馬市、山口県山口市、福岡県嘉麻市

及び秋田県北秋田市（上記各自治体を総称して「本件各自治体」という。）で発生した個人情報の流出事案（以下、本件各自治体で発生した流出事案を、それぞれ「愛南町事案」、「対馬市事案」、「山口市事案」、「嘉麻市事案」及び「北秋田市事案」といい、これらを総称して「愛南町等事案」という。）を本人確認情報の漏洩の危険性と関連付けようとする（控訴理由書第3の3・12ないし15ページ）。

しかしながら、愛南町等事案は、そもそも住基ネットから情報が流出した事案ではなく、住基ネット自体のセキュリティに脆弱性のあることを示すものではないから、愛南町等事案の発生を理由として、住基ネットによるプライバシー侵害の具体的危険があるなどということとはできない。

以下、詳論する。

(2) 愛南町等事案は既存住基システムにおける情報の管理の問題であり、住基ネット自体のセキュリティの問題とは区別されなければならないこと

ア 住基ネットのセキュリティの問題と既存住基システムのセキュリティの問題とは別個の問題であること

住基ネットとは、全国の市町村において、住民基本台帳事務が電算化されてきたことを踏まえ、コンピュータネットワークを活用することにより、従来は紙面で市町村から都道府県や国の行政機関等に対して、住民を介して、あるいは介さずに、提供されていた住民票記載情報をオンラインで提供することにより、住民の負担の軽減と行政事務の効率化を図ろうとするものである。すなわち、各市町村、各都道府県及び指定情報処理機関のそれぞれに、新たに電子計算機を設置して、市町村長が都道府県知事に、都道府県知事が指定情報処理機関に本人確認情報をネットワークにより通知し、それぞれ各市町村及び各都道府県の住民に係る本人確認情報を保存することとした地方公共団体の共同のシステムである。具体的には、本準備書面添付の別紙図A記載のとおり、①市町村に、既に設置されている住民

基本台帳事務のコンピュータ（既存住基システム）と橋渡しをするためのコンピュータ（CS）を新たに設置し、②既存住基システムからCSに、本人確認情報を電気通信回線による送信又は磁気ディスクにより渡して市町村の本人確認情報を保存し、③別紙図B-1記載のとおり、各市町村のCSを専用回線で結んでネットワーク化し、④都道府県レベルに47のサーバ（都道府県サーバ）を、全国レベルに一つのサーバ（全国サーバ）を設置し、⑤CSから各都道府県サーバに、各都道府県サーバから全国サーバに、最新の本人確認情報を通知し、それぞれ各都道府県の住民の本人確認情報、全国の住民の本人確認情報を保存しているものである。

住基ネットは、この新たに設置されたCS、各サーバ（都道府県サーバ、全国サーバ）及びこれらにアクセスする各端末機並びにこれらを接続する専用の電気通信回線システムからなる範囲を指す。そして、住基ネットには、制度面、技術面及び運用面から十分なセキュリティ対策が講じられており、これらの対策により、住基ネットへのアクセス及び利用範囲は厳重に制限され、住基ネットを運用する公務員等においてもその不正利用等は極めて困難となっており、また不正利用が速やかに発覚するようになっている。

一方、市町村の既存住基システムには、本人確認情報に加え住基法7条各号の情報が保存されているが、市町村の既存住基システムで保有されている個人情報、住基ネットシステムが稼働する前からそれぞれの市町村でデータとして保有され、セキュリティ対策が執られていた。そして、既存住基システムは、住基ネット導入と関係なく従来から存在するものであり、かつ、個別の市町村において設置され管理されていたものである。したがって、住基ネットの範囲に包摂されない、市町村等がそれぞれ独自に保有する情報の管理の問題と、住基ネットのセキュリティの問題とは、明確に区別されなければならない。

愛南町等事案の概要は、別紙1ないし6のとおりであり、いずれも、各自治体が個別に整備しているシステムのデータ統合等のシステム開発を各自治体から委託された事業者の従業員、あるいは、同事業者が契約に反して一部再委託を行った先の事業者の従業員が、データを自宅に持ち帰り、自宅パソコンに保存したところ、同パソコンからファイル交換ソフト「Winny」を介して住民の個人情報漏洩したというものであって、各自治体を使用する住基ネットを構成するコンピュータ等から、情報が流出したのではない。

したがって、愛南町等事案は、住基ネット自体のセキュリティの脆弱性を示すものではなく、住基ネットの設置及び運用によって控訴人らのプライバシーが侵害される現実的・具体的危険性があることを示すものでもない。

イ 住民票コードの流出により、直ちに住民のプライバシー侵害の現実的、具体的危険性が生じるものではないこと

住民票コード自体は、無作為な11桁の数字にすぎず、住基法30条の43により、民間での利用が禁止されている上、同法30条の3に基づき、住民基本台帳に記録されている者は、いつでも自己の住民票コードの記載の変更を請求することができるものである。したがって、住民票コードの流出が、直ちに住民らのプライバシーが侵害される現実的、具体的危険性を生じさせるものではない。

なお、愛南町等事案のうち、流出した情報に住民票コードが含まれていた愛南町及び北秋田市では、情報が漏えいした住民に対して戸別訪問を行い、住民情報漏洩についての説明と謝罪及び住民票コード変更の依頼を行い、転出者には郵送にて住民票コードの変更を依頼し、希望者に対し住民票コード変更の措置を講じている。

(3) 愛南町等事案に対して、再発防止策が講じられていること

既に述べたとおり、愛南町等事案は、住基ネット自体の管理等にかかわる問題ではないが、個人情報保護を徹底する観点から、総務省は、平成19年5月25日及び同年6月1日付けで、各都道府県及び各市町村に対し、受託業者の契約違反の場合の厳正な措置の実施や監督の強化、契約条項の見直し等外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策の徹底を図るよう通知を発している（乙第41ないし44号証）。

(4) 小活

以上のとおり、愛南町等事案は、住基ネット自体から情報が流出した事案ではなく、住基ネット自体のセキュリティの脆弱性を何ら示すものではない。したがって、愛南町等事案は、住基ネットが、控訴人らのプライバシーを侵害する具体的・現実的危険性を有することを何ら根拠付けるものではないというべきである。

この点につき、別件同種訴訟に関する大阪高等裁判所平成20年2月27日判決も、愛南町等事案について、「住基ネット自体から情報が漏洩した事案ではなく、いまだ控訴人らの情報が住基ネットを通じて漏洩するという具体的で現実的な危険性を裏付けるものではない。」と判示している（乙第45号証63ページ）。

第4 結語

以上のとおり、控訴人らの主張はいずれも失当であることが明らかであるから、本件控訴は速やかに棄却されるべきである。